

令和6年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する 学習・生活支援事業委託企画提案コンペに関する 質問への回答

| 質問項目 | 内 容 | 回 答 |
|-----------------|--|--|
| 見積書について | 委任状の記載で受任者(委任者)の押印部分に見積書に押印するものと記載があります。 見積書には代表者と委任者の押印が必要という解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 見積について | 教材などは予算に含めてよいかご教示ください。 | 教材などは予算に含めてください。 ※提案書等記入要領 4 提案見積記載上の留意事項(2)参照 |
| 提案書作成上の留意事項について | 印を押さない提案書に関して、会社名が分からないように加工するだけでなく、責任者等の名前も分からないように加工が必要かご教示ください | 選定委員が事業者の能力及び提案内容を公正かつ客観的に評価できるよう、責任者等の名前の加工等、事業者名が類推できるような表記は避けてください。 |
| プレゼンテーションについて | プレゼンテーション時に事業者を名乗ってはいけないという解釈でよろしいでしょうか。 | 選定委員が事業者の能力及び提案内容を公正かつ客観的に評価できるよう、事業者名を名乗らないでください。 |
| 支援回数について | 定員50名に対し、年間支援回数1,500回となっていますので、単純計算ですと一人あたり30回になります。 30回とすると約8か月くらいの期間で消化することになりますが、支援開始が早く30回を超える状況の場合など、ひとりあたりの回数に想定はありますでしょうか。 また、50名定員ですが、定員に達する前に想定回数が規定を超えてしまう場合は、それ以降の新規は受け付けない、またはもともとの生徒の回数を減らして新規に回すなどして50名までは必ず受付するなど、想定はありますでしょうか。 | 1人あたり年間30回を想定し、50名までは新規申し込みを受け付けることとします。 1人あたり年間30回の想定を超えて支援を行う場合は、事業全体の実施状況を踏まえ、県と協議を行い、年間支援回数(1500回)の範囲内で、利用者の支援回数を調整します。 |